

## 外部研修実施機関届出事項

事 項	<p>1. 登録販売者の資質の向上のための外部研修実施機関が、外部研修を実施しようとするとき</p> <p>2. 1. により届け出た内容に変更があったとき</p>
根拠法令	<p>体制省令 第1条、第2条、第3条</p> <p>通 知 「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」 (平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号)</p>
提出部数	1 部 (別記様式)
添付資料	<p>1. 外部研修実施要領</p> <p>2. カリキュラム (研修時間、研修概要がわかるもの)</p> <p>3. 外部講師の所属、氏名及び略歴</p> <p>4. 自主点検で確認した内容 (平成 29 年 8 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「登録販売者に対する外部研修の自主点検について」の別紙 1 及び別紙 2) *初回の届出の際は添付不要である。</p>
そ の 他	<p>1. 添付書類は、この届出書の届出日においてインターネットにより一般に閲覧が可能な書類について、届出書にその旨及びホームページアドレスが付記されたときは省略することができる。</p>